

中野市告示第48号

中野市宅配ボックス等購入費補助金交付要綱を別記のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

中 野 市 長 湯 本 隆 英

中野市宅配ボックス等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅配の再配達抑制及び物流における温室効果ガス排出削減を図るため、宅配ボックス等（収納した宅配物等が外部から完全に見えない構造であり、宅配物等を安全に保管し、正当な受取人のみが受け取ることができる機能を有していると市長が認めるものをいう。以下同じ。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(成果の指標)

第2条 当該助成事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、宅配ボックスの普及促進とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者又は市内に事業所を有する者とする。

(補助対象経費、補助金額及び補助回数)

第4条 補助金の対象となる経費は、宅配ボックス等の購入に要する経費とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内の額とし、1台につき1万円を限度とする。

3 補助金の交付回数は、1世帯又は1事業所につき1回に限る。

(補助金交付の申請)

第5条 規則第3条の申請書及び第13条の交付請求は、中野市宅配ボックス等購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 宅配ボックス等の購入費用の支払を証する書類
- (2) 宅配ボックス等の仕様が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼請求書は、宅配ボックス等を購入した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第6条 規則第10条の実績報告書は、前条の申請書兼請求書の提出をもって、報告があつたものとみなす。

2 規則第11条に規定する補助金等の額の確定は、規則第4条第1項に規定する交付の決定の通知をもって、これに替えるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第5条関係）

中野市宅配ボックス等購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

中野市長 あて

申請者 住 所又は所在地

（請求者）氏 名又は名称

代表者氏名

電 話 （ ）

下記のとおり宅配ボックス等を購入したので、中野市宅配ボックス等購入費補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請及び請求します。

記

購入先及び設置場所	
購入金額及び購入年月日	
補助金申請額	
申請額の算出基礎	

添付書類

- 1 宅配ボックス等の購入費用の支払を証する書類
- 2 宅配ボックス等の仕様が確認できる書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

審査のため、市で保有する情報を確認することについて同意します。

氏名又は名称及び代表者氏名

振込先

金融機関名		店舗名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			